

山形県林業労働力の確保の促進に関する基本計画

平成31年4月

山形県

目 次

1 趣旨	1
2 計画期間	1
3 林業における経営及び雇用の動向に関する事項	1
(1) 林業を取り巻く情勢	
(2) 林業労働力の動向	
① 林業労働力の現状	
② 林業事業体の現状	
③ 林業労働者の雇用管理の現状	
④ 事業の合理化の現状	
4 林業労働力の確保の促進に関する方針	9
5 事業主が行う雇用管理の改善及び事業の合理化の実施に関する目標	10
(1) 雇用管理の改善	
① 雇用管理体制の充実	
② 雇用関係の明確化	
③ 雇用の安定化	
④ 労働条件の改善	
⑤ 募集・採用の改善	
⑥ 教育訓練の充実	
⑦ 高年齢労働者の活躍の促進	
⑧ その他の雇用管理の改善	
(2) 事業の合理化	
① 事業量の安定的確保	
② 生産性の向上	
③ キャリア形成支援	
6 雇用管理の改善及び事業の合理化、就業の円滑化の実施に関する施策	11
(1) 雇用管理の改善	
(2) 事業の合理化	
(3) 就業の円滑化	
7 その他林業労働力の確保の促進に関する事項	12
(1) 支援センターの役割等	
(2) 支援センターに対する協力	
(3) 教育機関との連携等	

1 趣旨

知事は、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「労確法」という。）に基づき、国が定める「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に即して、事業主が行う雇用管理の改善等の目標及びこれらを促進するための施策などを定めた「山形県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を策定し、林業労働力の確保・育成を総合的に促進するものとする。

2 計画期間

基本計画の期間は 2019（平成 31）年度～2023 年度までの 5 か年間とする。

3 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

（1）林業を取り巻く情勢

本県の森林面積は、671 千 ha（民有林 316 千 ha、国有林 355 千 ha）で、県土の約 7 割を占め、木材生産をはじめ、県土の保全・水資源のかん養・保健休養などの様々な機能を通して、県民にうるおいと安らぎをもたらすとともに、山村地域の振興にも重要な役割を果たしている。

その資源内容をみると、人工林が 185 千 ha（民有林 124 千 ha、国有林 61 千 ha）と森林面積の 28%を占めている。

このうち、民有林の人工林について、面積の構成を 5 年きざみの齡級単位にみると、標準伐期齡を超えた 11 齡級（51～55 年生）の面積が 1 万 7 千 ha と最も多く、また間伐を必要とする 4 齡級～10 齡級（16～50 年生）の面積は 6 万 ha と全体の 48%を占めるなど、適切な森林整備の実施が必要となっている。

また、民有林人工林の 11 齡級以上（51 年生～）の蓄積量は 2,710 万 m³ と全体の 63%を占め、本県の森林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の増産と安定的な供給が課題となっている。

このような状況の中、県では、地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活用し、雇用創出や地域の活性化を図ることを目的に、平成 28 年 12 月に「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（通称：やまがた森林ノミクス推進条例）」を制定し、県民総参加による林業及び木材産業の振興、地域の活性化の取り組みを推進している。

また、森林を適切な時期に伐採し活用するとともに、その跡地に植栽して資源の循環利用を図る「緑の循環システム」を推進するため、「伐ったら植える」を合言葉に再造林率 100%の実現に向けた施策を展開している。

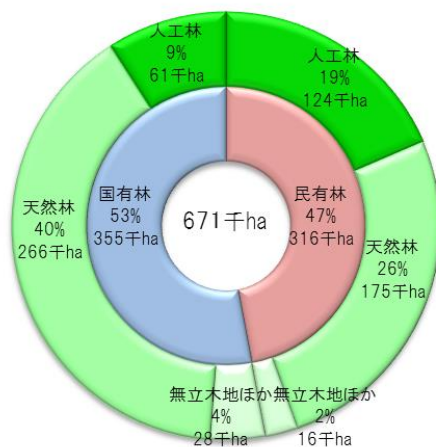
森林ノミクスの推進を背景に、県内では大型集成材工場や木質バイオマス発電施設が稼働するなど、木材需要が活発化しているものの、長期的な木材価格の低迷等による経営意欲の低下や、森林所有者の高齡化・不在村化により境界が不明確となるなど、適正な森林整備の実施の停滞が懸念されている。

森林・林業が抱える課題を解消し、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、平成 30 年に「森林経営管理法」が成立し、平成 31 年度から「新たな森林管理システム」がスタートする。

「新たな森林管理システム」は、適切な経営管理が行われていない森林を「意欲と能力のある林業経営者」に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う仕組みで、こうした森林管理システムの構築により、人工林の適切な管理と資源の循環的な利用の実施が期待されている。

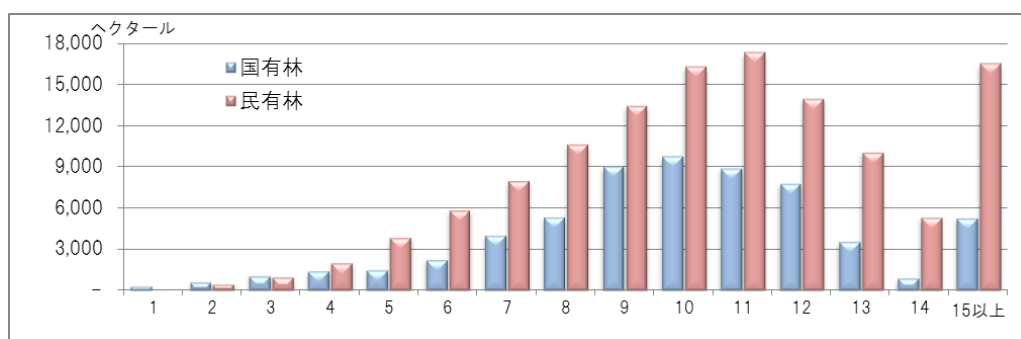
林業経営の集積・集約の受け皿となる「意欲と能力のある林業経営者」には、高い生産性や収益性、再造林の実施による林業生産活動の継続的確保など、効率的かつ安定的な林業経営の実現が求められており、その育成・確保に向けた取り組みを推進する必要がある。

【図 3-1】 森林面積の内訳



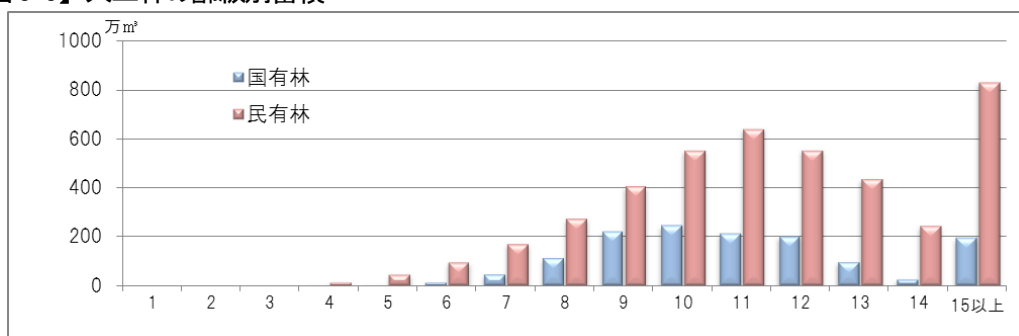
資料：平成 28 年度山形県林業統計
(平成 29 年度有効の地域森林計画 (樹立時) による)

【図 3-2】 人工林の齢級別面積



資料：平成 28 年度山形県林業統計
(平成 29 年度有効の地域森林計画 (樹立時) による)

【図 3-3】 人工林の齢級別蓄積



資料：平成 28 年度山形県林業統計
(平成 29 年度有効の地域森林計画 (樹立時) による)

(2) 林業労働力の動向

① 林業労働力の現状

本県における林業就業者は、山村地域の過疎化・高齢化、林業生産活動の低迷等から、長期的に減少し、近年は1,100人前後で推移している。

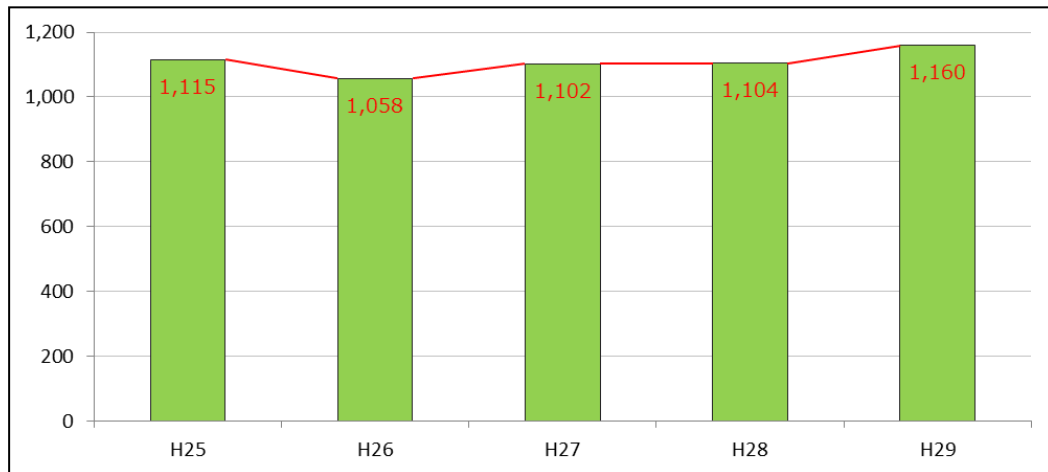
平成29年度の高齢化率(65歳以上の割合)は20.7%で全産業平均13%(H27年総務省「国勢調査」より)と比べると高い水準となっている。

39歳以下の割合は25.7%と、増加傾向で推移しており、若年層の割合が高くなっている。

また、林業に必要な基本的技術の習得を支援する「緑の雇用」事業や、林業就業希望者を対象とした就業支援講習の実施などの取り組みにより、新規就業者数は年度により変動があるものの、近年は50名程度で推移している。

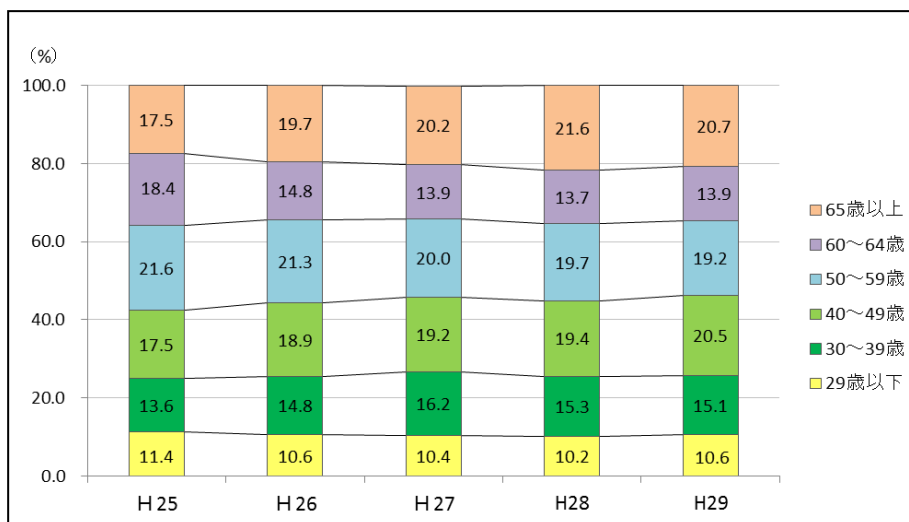
今後、高齢世代の林業就業者が順次退職していくことから、若者を中心とした新規就業者をこれまで以上に拡大していく必要がある。

【図3-4】 林業就業者数の推移



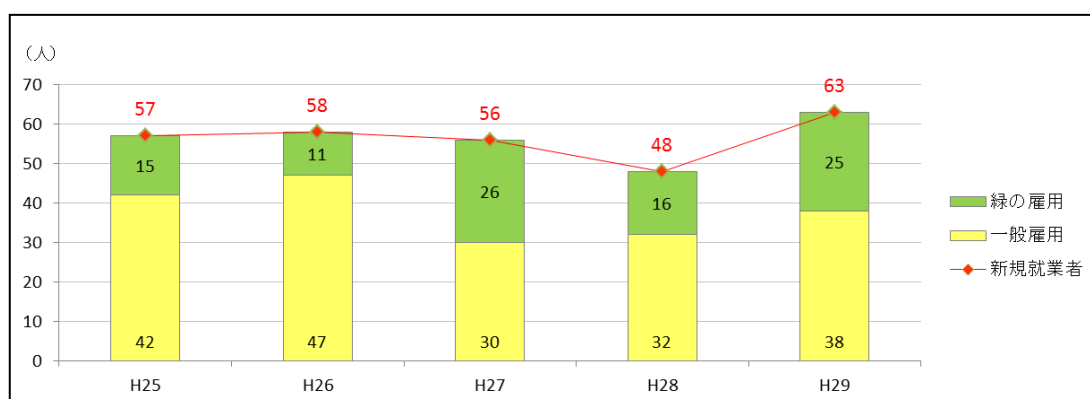
資料：森林ノミクス推進課業務資料
※一部推定値を含む

【図3-5】 林業就業者の年齢構成



資料：森林ノミクス推進課業務資料
※一部推定値を含む

【図3-6】 新規就業者数の推移



資料：森林ノミクス推進課業務資料

② 林業事業体の現状

森林施業の担い手としては、森林組合、素材生産業者等の林業事業体を中心となっている。

森林資源の成熟により施業の中心が、造林・保育から施業の集約化による搬出間伐や皆伐・再造林に移行しており、森林経営計画策定による事業量の安定的な確保と、路網整備と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入等による生産性の向上など、経営基盤の強化が課題となっている。

③ 林業労働者の雇用管理の現状

林業労働者の雇用は、林業作業の季節性や事業主の経営基盤の脆弱性等により、必ずしも安定していないことが多い。

今後、人口減少や少子化の進展により、他産業との人材確保に係る競争が更に激しくなることが見込まれることから、人材の確保・定着に向け安心して働くことができる待遇の整備が課題となっている。

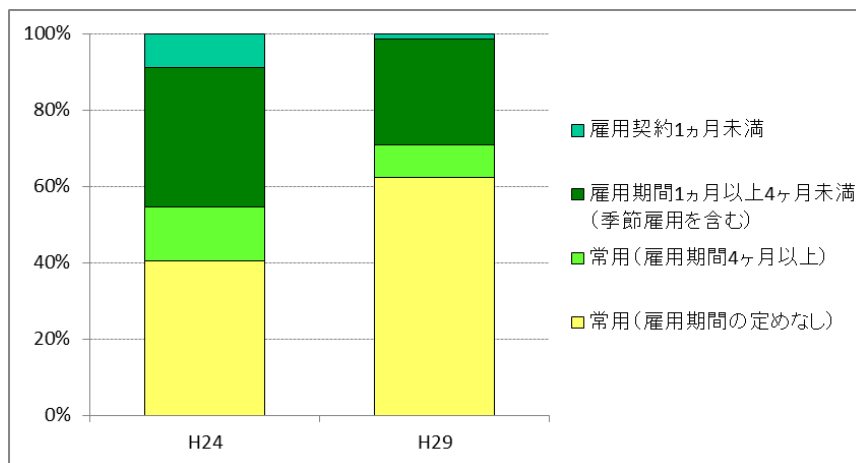
(7) 就業日数

通年で働く雇用労働者は上昇傾向にあり、雇用期間の定めのない常用雇用者数は6割を超えている。

この傾向は、森林施業のうち、特定の季節に多くの労働者を必要とする植栽や下刈り等の保育の事業量が減少する一方で、保育よりも作業適期の幅が広い搬出間伐を含む素材生産の事業量が増加していることによるものと考えられる。

林業就業者の継続的な確保には、事業主による安定的な事業量の確保などにより、さらに通年雇用を推進していく必要がある。

【図3-7】 就業日数別割合の推移

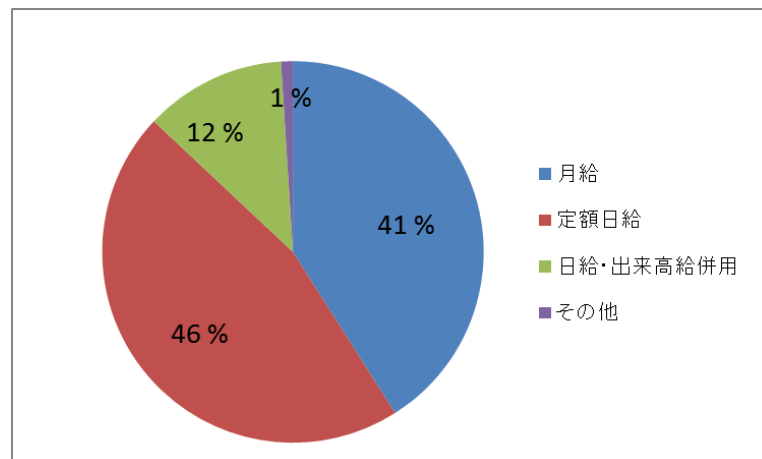


資料：認定事業体の改善措置実施状況報告

(i) 賃金形態

賃金の支払形態は、日給制、日給・出来高併用によるものが過半数を占めている。月給制の拡大など、収入の安定化による労働条件の改善を図る必要がある。

【図3-8】 常用雇用者の賃金形態



資料：認定事業体対象アンケート結果 (H30 実施)

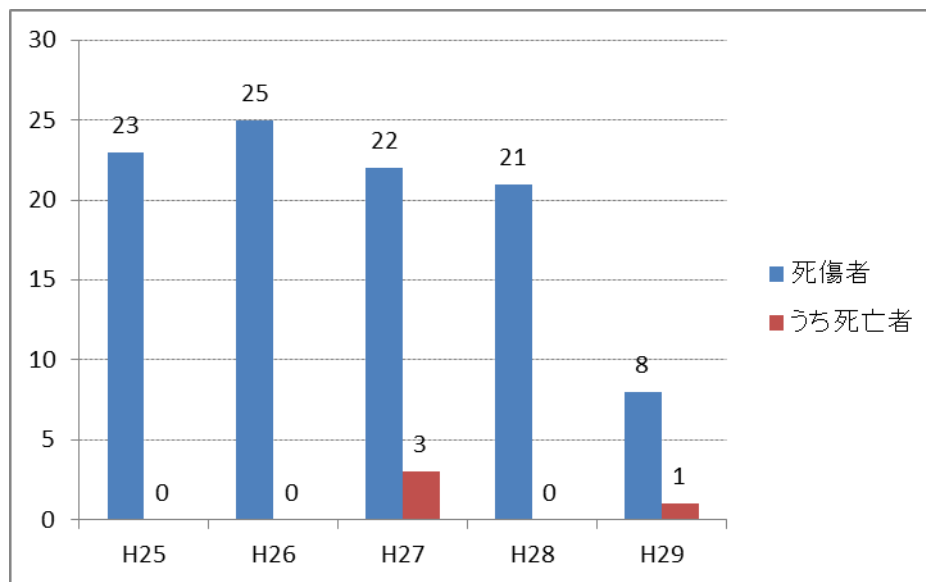
(ウ) 林業労働災害

本県における死傷者数は長期的に減少傾向にあるものの、近年の死亡者数は、H29年に1件、H27年に3件と重大災害が依然として発生している状況にある。

労働災害発生率を示す死傷年千人率（労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示す値）は、H29年の全国値において全産業平均が2.2であるのに対し林業は32.9となるなど、全産業の中で高い水準が続いている。

安心して働ける職場環境の整備には、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善等、労働災害の減少に向けた実効性ある労働安全対策を着実に実施していく必要がある。

【図3-9】 林業労働災害の発生状況



資料：厚生労働省資料
一部労働者死傷病報告対象外の災害を含む

【表3-1】 産業別千人死傷率（全国値）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全産業	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
林業	28.7	26.9	27.0	31.2	32.9
建設業	5.0	5.0	4.6	4.5	4.5
木材・木製品製造業	11.4	12.3	11.2	11.0	9.9

資料：厚生労働省資料

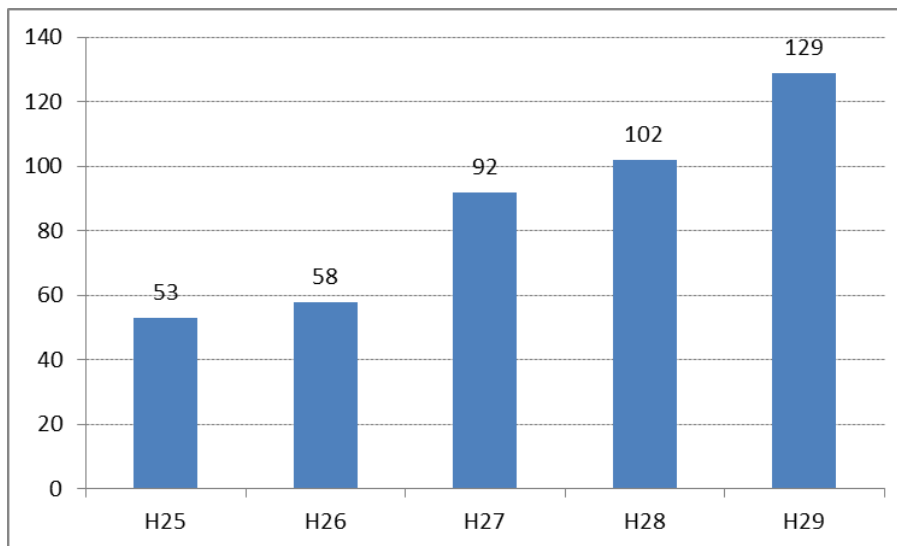
④ 事業の合理化の現状

高性能林業機械の導入については、H29 年が 129 台と年々増加しているものの、全国平均の 174 台（H28 年）と比べると低い水準にある。

素材生産性についても機械の導入を背景に上昇傾向にあるが、全国的な目標指標と比較すると大きな差がある。

事業量の安定的確保や機械の導入等の基盤整備はもちろん、森林施業の集約化や作業の高効率化などを担う人材の育成・確保等を一体的に進める必要がある。

【図 3-10】 高性能林業機械の導入状況



資料：森林研究研修センター

※平成 26 年度以前の高性能林業機械台数は所有台数、平成 27～29 年度は保有台数とし、保有台数はレンタル・リースを含む台数である。

【表 3-2】 認定事業体の素材生産性の状況

施業種	H24		H29		林野庁が示す目標指標	
	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐
平均生産性 (m ³ /人日)	3.7	5.9	4.8	6.6	8.0	11.0

資料：認定事業体の改善措置実施状況報告

4 林業労働力の確保の促進に関する方針

「やまがた森林ノミクス」の推進による「緑の循環システム」の実現に向け、その担い手の確保・育成を図るための方針を次のとおりとする。

(1) 雇用管理の改善

林業就業者が安心して仕事に取り組むことができる環境整備のため、雇用関係の明確化、雇用の安定化、能力に応じた所得の確保、社会・労働保険への加入、他産業並の労働条件の実現など、雇用管理の改善を図る。

また、林業就業者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成など、林業労働安全衛生の確保に取り組む。

(2) 事業の合理化

事業量の安定的確保、高性能林業機械等の導入及び林業機械を活用するための路網整備等による事業の合理化を一体的かつ総合的に促進するものとする。

また、森林経営に関する高度な知識を有する人材を育成するため、経験等に応じたキャリア形成を支援する。

(3) 就業の円滑化

多様な人材の確保・育成に向け対策を促進する。併せて、森林・林業の重要性とこれを支える林業労働者の役割について普及啓発に取り組み、林業労働者の社会的評価の向上を図る。

これらの取り組みの推進にあたっては、山形県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）を中核として、林業関係者等による支援体制を整備するとともに、雇用管理の改善及び事業の合理化を推進する強い意欲と能力を備えた事業主を知事が認定し、効果的に支援措置を講ずるものとする。

また、基本計画における具体的目標を以下のとおりとし、総合的な取り組みにより林業就業者の確保・育成の促進を図る。

【表 4-1】 林業就業者数及び新規就業者数の目標値

項目	現状 【2017 (H29) 年度】	目標 【2023年度】
林業就業者数	1,160	1,300
新規就業者数（単年度）	63	70

5 事業主が行う雇用管理の改善及び事業の合理化の実施に関する目標

事業主は、雇用管理の改善及び事業の合理化に主体的に取り組み、林業就業者が安心して働くことができる環境づくりを推進することとする。

具体的な取り組みの目標指針を次のとおりとする。

(1) 雇用管理の改善

① 雇用管理体制の充実

事業体における雇用管理体制を確立するため、労確法に基づく努力義務として常時5人以上の林業労働者を雇用する事業体においては、労働者の雇用面での管理を行う雇用管理者を設置するとともに、選任された雇用管理者の資質の向上を図る。

② 雇用関係の明確化

雇用関係の明確化を図るため、雇用時の雇入通知書の交付を行う。

③ 雇用の安定化

冬季間の事業量の確保などにより年間就労日数を増加させ、雇用の通年化を図るとともに、日給制から月給制への移行等により所得の安定化に取り組む。

④ 労働条件の改善

年次有給休暇の計画的付与等、休暇制度の充実に取り組む。

また、リスクアセスメント等の実施、作業現場における安全な作業方法の遵守、林業労働者の健康診断の実施、安全衛生の確保に必要な装備の導入など労働安全衛生対策の充実強化を図る。

⑤ 募集・採用の改善

新規参入者を確保するため、ハローワークや支援センターを積極的に活用するとともに、求人にとっては、求職者の視点に立った明確でわかりやすい求人票の作成や、募集ツールの一つであるインターネットを活用するほか、新卒者の確保に向けて、求人時期を他産業並みに早期に行うなど募集・採用の改善に取り組む。

また、林業現場のPRや就業相談を行う説明会へ参加するなど、効果的な募集活動を行う。

新たな人材の確保に向け、女性の技術職員の積極的な採用や受入れ体制の整備に取り組む。

⑥ 教育訓練の充実

知識や技能を身に付けさせる教育訓練（OJT研修）を計画的に実施するとともに、行政機関や関係団体等が実施する研修への積極的な職員の派遣など職員の資質向上を図る。

⑦ 高年齢労働者の活躍の促進

熟練労働者からの技能継承の円滑な実施や新たな労働力の確保のため、定年の引上げや継続雇用制度導入等の措置を行うとともに、高年齢労働者の特性に配慮した作業方法の見直し、安全衛生対策及び新規就業者の技術指導方法の開発等に取り組む。

⑧ その他の雇用管理の改善

各種社会保険制度、退職金共済制度などへの加入や現場休息施設、シャワー施設等の整備等の福利厚生の実施を図る。

また、資格や能力に応じた昇進、昇給制度を導入する。

(2) 事業の合理化

① 事業量の安定的確保

森林施業の集約化を担う森林施業プランナーを育成することなどにより、事業規模の拡大と事業量の安定的確保を図る。

また、森林施業にとどまらず、地域のニーズや特性を活かした経営の多角化等を通じ事業量の拡大を図る。

② 生産性の向上

労働強度の軽減と、労働生産性の向上、労働安全衛生の確保を図り、林業を若者にとって魅力ある職場とするため、作業の機械化や地域に適合した作業システムの構築を図る。

③ キャリア形成支援

国の「緑の雇用」制度の活用により、新規就業者に対し、林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得させるための研修を受講させ、林業作業士（フォレストワーカー）を育成する。

また、5年程度の経験を有する者に対しては、作業班長としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができる現場管理責任者（フォレストリーダー）として、複数の作業班を統括する立場の者に対しては、関係者と連携して経営にも参画できる統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）として育成するなど、林業就業者のキャリア形成支援に取り組む。

6 雇用管理の改善及び事業の合理化、就業の円滑化の実施に関する施策

(1) 雇用管理の改善

- 雇用管理体制の確立と雇用関係の明確化を図るため、雇用管理者の選任や雇入通知書の交付に努めるよう普及啓発に取り組むとともに、雇用管理者の資質の向上を図るため、支援センターが行う雇用管理者研修等の受講を促進する。
- 林業労働者の福利厚生の実施と労働条件の改善などを行うため、林業退職金共済制度や中小企業退職金共済制度等への加入を促進する。
- 現場休憩施設の設置など労働環境を改善するための取り組みを促進する。
- 林業・木材製造業労働災害防止協会県支部等の関係団体との連携により、安全管理や安全意識の向上、リスクアセスメントの徹底の取り組みを推進する。

(2) 事業の合理化

○生産性の向上や生産コストの低減のため、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図る。

また、ドローンやレーザー計測技術を活用した森林資源調査の簡素化など、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産を可能にするため、地理空間情報やICT、ロボット等の先端技術を活用した「スマート林業」の取り組みを推進する。

○高性能林業機械の操作・メンテナンスに関する高度な技術を有するオペレーターや森林作業道作設オペレーターを育成する。

○森林施業の技術・知識に関する研修や安全作業に係る多様な資格を取得するための講習の受講を促進する。さらに、現場技能者のキャリア形成支援のため、「緑の雇用事業」を活用した研修の受講を促進する。

(3) 就業の円滑化

○支援センターは、新規参入の促進を図るため、就職情報誌、ハローワークからの求人・求職などの情報を積極的に収集し、事業者や就業希望者からの雇用に関する照会などに迅速かつ的確に対応できるよう相談体制を充実する。

○森林・林業への関心を促すため、イベント等を活用した林業の魅力発信や林業就業ガイダンスの開催、青年林業士との連携による林業普及活動など、林業のイメージアップに向けた取り組みを推進する。

○市町村や移住・定住関係機関と連携し、U・J・Iターン希望者に対し林業への就業に関する情報提供に取り組む。

○新たな人材の確保に向けて、林業への女性の参画を推進するため、女性でも働きやすい職場環境の整備を促進する。

7 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

(1) 支援センターの役割等

支援センターは、本計画の方針に基づき、労確法に定められた事業のほか、林業労働力の確保、育成に関して必要な取り組みを積極的に実施していくものとする。

(2) 支援センターに対する協力

林業労働力の確保の促進を図るため設置された支援センターが、その目的を達成するため、県、林業関係団体等が一致協力してその活動を支援する。

(3) 教育機関との連携等

将来の林業就業者の確保を図るため、林業関係の科目を専攻している高校生を対象に研修会を開催する。

また、農林大学校の生徒が円滑に林業分野へ就業が行えるよう、インターンシップ受入れや採用計画の情報共有等、関係団体等との連携を推進する。

さらに、林業経営の強化に資する高度な人材の育成を図るため、専門職大学設置について検討を行う。

【お問い合わせ】

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL : 023-630-3217 FAX : 023-630-2238

E-mail : ymorimiku@pref.yamagata.jp